

企画競争実施の公示

令和6年5月20日

秋田河川国道事務所長 松本 章

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 不動産鑑定評価（にかほ市外）業務単価契約
- (2) 業務内容 秋田河川国道事務所所管の事業用地取得等のために必要となる、1.(1)の業務に係る1.(4)(各号)に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- (4) 評価対象地域 1.(1)に掲げる不動産鑑定評価業務の評価対象地域は、それぞれ次の各号に掲げる地域区分とする。

《河川事業》

- 一 秋田市内の宅地地域、農地地域及び林地地域
- 二 由利本荘市内の農地地域

《道路事業》

- 一 秋田市内の宅地地域、農地地域及び林地地域
- 二 にかほ市内の宅地地域、農地地域及び林地地域
- 三 大仙市内の宅地地域及び農地地域
- 四 仙北市内の林地地域
- 五 南秋田郡八郎潟町内の宅地地域及び農地地域

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」において東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者は、競争参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 企画提案書の提出期限の日から見積書提出期限の日までの期間に、東北地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 企画競争実施に係る説明書を4.(2)により直接交付を受けた者であること。
- (7) 企画提案書の提出者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「企画競争実施に係る説明書」参照）。

- (8) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (9) 業務に従事する不動産鑑定士が、企画提案書の提出期限の日から見積書提出期限の日までの期間に、不動産の鑑定評価に関する法律第40条に規定する懲戒処分を受けていないこと。
- (10) 企画提案書の提出期限の日から見積書提出期限の日までの期間に、不動産の鑑定評価に関する法律第41条に規定する監督処分を受けていないこと。ただし、地域を限定した業務停止処分を受けている場合において、業務停止処分を受けた地域が当該業務の対象地域と異なる場合は、この限りでない。
- (11) 平成26年度以降公示日までに一件以上の不動産の鑑定評価の実績を有すること。

3. 特定するための評価基準

- (1) 地価公示標準地の評価等に関する実績
- (2) 地価調査基準地の評価等に関する実績
- (3) 鑑定評価実績
公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績 等
- (4) 業務実施方針
評価対象地域の存する市町村における地価動向及び不動産市況等の地域動向、鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等、鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施 等
- (5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4. 手続き等

(1) 担当部局

〒010-0951 秋田県秋田市山王一丁目10-29
国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所 経理課
電話：018-864-2283（内線224）
電子メール：thr-751keiyaku@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付場所及び方法

交付を希望する者には、託送（着払い・希望者の負担）、電子メール又は(1)の場所で交付を行う。

ただし、交付を希望する場合は、令和6年5月29日（水）16時00分までに、(1)に送付先、会社名、担当者名、電話番号等を明記の上、電子メール（送信後、必ず着信を確認すること。）により申し出ること。

② (1)での交付期間

令和6年5月20日（月）から令和6年5月29日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から16時00分まで。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限：令和6年5月30日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日9時00分から16時00分まで。（ただし、令和6年5月30日は14時00分まで）
- ② 提出場所：(1)に同じ。
- ③ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限まで必着。）もしくは電子メール（送信後、必ず着信を確認すること。）によるものとする。
なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を

企画提案書等に必ず記載すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無

提出された企画提案書について、ヒアリングは実施しない。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容は、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。